

れいほく事務だより

嶺北地域学校事務支援室
令和元年度 No. 1

6月

嶺北地域では、平成21年度から4つの教育委員会が協定書を結び、嶺北中学校が拠点校となり、「学校事務の共同実施」を行っています。
この「れいほく事務だより」は、大豊町・本山町・土佐町・大川村で情報共有をしながら、先生方に知っていただきたい情報を今年度も発信していきたいと思っています。

学校事務の共同実施に係る取組の紹介

Pick Up!

◆ 学校事務に関する企画・検討

次のような事務が学校で円滑に進むために取り組んでいます。

- ・ 給与や旅費に関する事務
- ・ 児童生徒に関する事務
- ・ 服務に関する事務 など

◆ 嶺北事務取扱マニュアルの充実

教育委員会と学校に1冊ずつ保管して、事務に関する取扱や記載例等を掲載しています。

◆ 実務研修の実施

事務職員の職業能力向上のため「服務」「給与」「文書」等、実務を中心とした研修を実施しています。

◆ 事務計画の活用や「学校事務に関する校内研修」の実施

教育活動が円滑に行われることを目的に取り組んでいます。

嶺北地域全体で

各町村で

◆ 相互確認

給与や服務の書類等の相互確認をして実務レベルを高めています。

◆ 若年事務職員への訪問支援 など

➤ 手続きを忘れていませんか？ 注目!

○ 共済組合員証（保険証）の手続き

卒業、就職等で被扶養者の認定に係る要件が変更になった場合、取り消しや認定種別切り替えなどの手続きが必要です。

- ・ 就職（アルバイトやパートの所得オーバーも該当します。）
- ・ 扶養手当は出なくなったが、引き続き扶養する場合
- ・ 転居した場合

毎年7/1に、手当の認定情報の確認を行います。

○ 諸手当の届出の手続き

【扶養手当】

支給要件の収入などが130万円を超えてませんか。

※月額108,333円を超える収入がある場合注意！

アルバイト収入も該当します。

【通勤手当】

ETCの利用者は、通行料金の変更や車種の変更がありませんか。

【住居手当】

家賃額が改定になっていませんか。 など

月に1回程度、嶺北中学校で9人の事務職員が勤務しています。

（事務職員が不在になりますが、よろしくお願いします。）



裏面もあります。（部活動指導手当について）

部活動指導手当が改正されました。

平成31年3月に「職員の給与の支給等に関する規則」の一部改正がありました。

1 主な改正点

教員特殊業務手当のうち、学校の管理下に行われる部活動における児童等に対する指導業務に従事した場合に支給する手当について、新たに3時間以上4時間未満の支給要件区分が追加され、その額が2,700円になりました。

2 部活動における指導業務

【業務に従事した時間】 【1日あたりの額】

- (1) 部活動4・・・4時間以上 3,600円
- (2) 部活動3・・・**3時間以上4時間未満** **2,700円**
- (3) 部活動2・・・**2時間以上3時間未満** 1,800円



記入例

□ 年 △ 月分 教員特殊業務整理簿

様式3

<記載例③>

氏 名

本町 次郎

職員番号

121212

学校出発又は現地集合から解散までの業務の時間になる
(8:30～16:30の8時間)

時間を記入する

〇 〇 〇

学校

日	曜	要 件	区 分	業 務 内 容	従 事 時 間	従事場所	所属長 確認印	従事者 印	備 考	
7	土	週休日等	対外運動等	高知県中学校春季ソフトボール大会	8:30 ～ 16:30	8:00	春野総合運動公園	昇形	本町	
8	日	週休日等	部活動4	高知県中学校春季ソフトボール大会	8:40 ～ 15:00	6:20	春野総合運動公園	昇形	本町	
14	土	週休日等	部活動2	ソフトボール練習	13:00 ～ 15:30	2:30	学 校	昇形	本町	
22	日	週休日等	部活動3	ソフトボール練習	14:00 ～ 17:00	3:00	学 校	昇形	本町	
28	土	週休日等	部活動4	ソフトボール練習試合 学校出発9：00、▲▲▲学校で練習試合10:30～13:30 解散15：00	9:00 ～ 15:00	6:00	▲▲▲学校	昇形	本町	
				対外運動競技等に該当する大会であっても、業務時間が8:40～15:00 (6時間20分)などで8時間程度に満たない場合は「部活動4・3・2」となる。	～					
					～					

《参考》公立学校の特殊勤務手当の取扱いについての一部抜粋
(平成19年3月12日 18高教職第1315号 高知県教育長通知) 改正H31.3.28

2 教員特殊業務手当の取扱いについて

(5) 従事した時間等の基準について

ア 「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県文化部活動ガイドライン」(併せて、以下「ガイドライン」という。)の適用対象となる活動は原則として3時間程度までとすること。

イ 次に掲げるものについては、児童又は生徒に対する指導業務に従事した時間(以下「従事時間」という。)を含めて部活動指導手当を支給することができること。
ただし、部活動の指導教員の従事時間は、ガイドラインの趣旨を踏まえ4時間未満とするよう努めること。

(ア) 部活動が行われている途中又は部活動の前後において、道具準備、環境整備等のために児童又は生徒の管理、監督を行った時間

(イ) 部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に練習等が中断した時間があっても、指導業務が事実上引き続いていと認められる場合の、当該中断した時間

(ウ) 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間

また、雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取扱って差し支えないこと。



◆◆◆公務用マイレージをお持ちの方が退職する場合◆◆◆

公務旅行用のマイレージカードをお持ちの方が退職(割愛退職を含む)するときは、本人が電話連絡で退会の手続きが必要になります。マイレージカードを手元に準備して次の番号に電話をして音声案内に従って手続きをしてください。

【JAL】 0570-025-039

【ANA】 0570-029-767